

消費者庁では、毎年5月を「消費者月間」と定め、消費者問題に関する啓発事業を集中的に行っています。

安全・安心で豊かに暮らせる社会の実現に向け、消費者利益の擁護・増進のための相談体制の整備をはじめ、消費者教育や子供の事故防止に向けた啓発活動などを実施。事業者にも、消費者の視点に立った事業活動（消費者志向経営）の推進を求めています。

今年の全国統一テーマは、「豊かな未来へ ～『もったいない』から始めよう！～」です。毎日の消費生活（買う・食べる・使うなど）が現在、そして未来の社会や環境とつながっていると意識して行動してみましよう。

例えば、「もったいない」という考え方で、積極的に詰め替え用品やリサイクル商品を選ぶことは、ごみの削減につながります。

地元や被災地の産品を選ぶことは、輸送エネルギーの削減や地域活性化になります。食品ロスの削減を始め、消費を通じた豊かな未来づくりを目指しましょう。

県消費生活センターでは18～29日、県庁1階の「ジョンダナホール」で、これらに関するパネル展示などを行います。

このほか通年の取り組みとして、悪質商法や特殊詐欺被害の未然防止と、知識の普及に向けた出前講座や、DVDの貸し出しを無料で実施しています。詳細はセンターのホームページで確認できます。問い合わせや申し込みは023-630-3237へ。

商品やサービスの契約に関するトラブル、借金など消費生活についての困りごと、心配なことがあれば、一人で悩まず消費生活センターや、お住まいの市町村の相談窓口にすぐ相談しましょう。

全国共通の消費者ホットライン「188（いやや!）」も活用してください。